

# 「中間とりまとめ」に対するご意見の取りまとめ(平成20年9月30日まで)

【資料2】

平成20年8月22日に報道発表を行い、現在、総務省HPより「中間とりまとめ」に対する意見の公募実施。  
 ※平成20年9月30日までにいただいたご意見については研究会で紹介し、今後の議論の参考とされている。

## ご意見の内容

| 意見提出者の内訳、意見内容                             | 意見数 |
|---|-----|
| 1. 意見提出者<br>(全て職員団体(労働組合)関係者、<br>技能労務職員等) | 617 |
| 2. 意見内容(1意見提出者で複数意見有)                     |     |
| ① 研究会全般、「現状と課題」に関する事項                     | 442 |
| ② 論点1(給料表)に関する事項                          | 105 |
| ③ 論点2(民間給与水準調査)に関する事項                     | 279 |
| ④ 論点3(交渉手続)に関する事項                         | 270 |
| ⑤ 論点4(説明責任)に関する事項                         | 15  |

## 主なご意見

### ①に関する事項

- ・技能労務職員の歴史的経緯や現場の実態を踏まえて検討すべき。
- ・少人数で多様な業務を行っている現状が理解されていない。
- ・組合側の意見をよく聞くべき。組合代表者も委員に加えるべき。

### ②に関する事項

- ・経験の蓄積により技術は向上している。経験年数を勘案すべき。
- ・非現業職と住民サービス提供に関する責任の重さは変わらない。同じ給料表を適用すべき。
- ・技能労務職給料表をあたかも4級制に導くような議論は納得できない。

### ③に関する事項

- ・法律に基づき、交渉を重ねてきた結果の現行水準を維持すべき。
- ・(雇用形態、年齢、業務実態が異なる)賃金センサスによる水準決定を行い、非現業との格差を拡大すべきではない。
- ・このままでは生活できない。賃金引き下げ止めるべき。
- ・様々な公共サービスを提供している技能労務職員と単純な作業を行っている民間業種を同列で単純比較すべきではない。

### ④に関する事項

- ・非現業と別に交渉した場合、差別的待遇が拡大する。
- ・同じ公務に従事する者として職員団体と一緒に交渉することは法的にも認められており、労使自治に委ねるべき。
- ・研究会が交渉手続に触れること自体が労使介入。

### ⑤に関する事項

- ・説明責任を果たすための情報公開は必要と認識しているが、賃金センサスデータと比較公表することは納得できない。